

館山市内の農業者・漁業者の皆様へ

館山市農漁業者事業継続支援給付金のお知らせ

概要

館山市は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、原油価格や物価の高騰に直面する農漁業者の負担を軽減し、事業継続を支援するため、給付金を支給します。

対象事業者

- 農業者**は、令和3年に農畜産物の販売実績等があり、給付対象となる経費の合計額が20万円以上であること。
- 漁業者**は、市内の漁業協同組合又は同組合の正組合員で、令和3年に水産物の販売実績があり、給付対象となる経費の合計額が20万円以上であること。

上記の農業者又は漁業者であり、以下の要件等を満たす事業者です。

- ・館山市内に住所を有する個人事業主又は館山市内に主たる事業所を有する法人であること。
- ・当該給付金を活用し、今後も事業を継続する見込みがあること。
- ・市税等の滞納がないこと。
- ・市の求めに応じ、給付金の交付を行うために必要な書類の提出をすることが出来ること。 など

給付額

令和3年分（法人の場合は直近の事業年度）の**給付対象となる経費に5%を乗じた金額**。
1万円未満の端数切り捨て。**上限100万円**。1事業者につき1回限り

給付対象となる経費

令和3年分（法人の場合は直近の事業年度）の確定申告等で申告した経費のうち、
・肥料、農薬、梱包に係る費用・燃料費・その他価格が高騰している資材（農業用マルチ・カップ・ゴム手袋・長靴・ペンキ等）
※ただし、複数年使用する資材（ビニールハウス、漁網等）に係る経費については対象外

申請受付期間

令和4年9月1日(木)～12月23日(金)まで

申請書等の書類は、館山市ホームページ、市役所農水産課、市内JA安房各支店、市内各漁協で入手できます。

申請・お問合せ先

【受付窓口】 **館山市役所農水産課**
市内JA安房各支店・各漁協（書類受け取りのみで市が内容確認を行います）

【郵送先】 〒294-8601 館山市北条1145-1
館山市役所 農水産課（支援給付金担当）宛

【お問合せ】 館山市役所農水産課（支援給付金担当） ☎22-3396
（受付時間）午前9時～午後5時まで（土、日及び祝日を除く）